

6 建住第 385 号
令和 7 年（2025 年）3 月 31 日

一般社団法人 長野県建設業協会 会長 様

建設部長
（公印省略）

建築士法施行細則の一部改正について（通知）

別添県報写しのとおり建築士法施行細則（昭和 50 年長野県規則第 16 号）の一部を改正しましたので通知します。改正の概要は下記のとおりです。

つきましては、貴会会員への周知についてご配慮いただきますようお願いいたします。

記

1 主な改正内容

国土交通省によって、建築士・建築士事務所関係のデジタル化が進められており、全国共通の建築士事務所登録受付システムおよびインターネット閲覧の本格的な運用が令和 7 年 4 月 1 日から開始される。これらに対応するため、以下について改正する。

- （1）名簿のインターネット閲覧をするに当たり、プライバシーへの配慮を図るため、二級建築士名簿及び木造建築士名簿の登録事項のうち、生年月日及び性別を削除する。（第 4 条、様式第 6 号、様式第 7 号関係）
- （2）名簿および登録簿の閲覧方法にインターネット利用その他適切な方法を追記し、閲覧所とその他の方法で該当規定を明確にする。（第 11 条、第 39 条関係）
- （3）建築士事務所登録事項変更届出書を全国共通の様式とする。（様式第 12 号関係）

2 施行日

令和 7 年 4 月 1 日

3 その他

「建築士名簿・建築士事務所登録簿オンライン閲覧システム」は以下の URL よりご覧いただけます。

<https://icba.kenchikugyousei-db.jp/knjt01/>

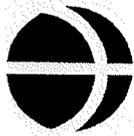
（問い合わせ先）

建築住宅課指導審査係 吉川

電 話 0 2 6 - 2 3 5 - 7 3 3 5（直通）

F A X 0 2 6 - 2 3 5 - 7 4 7 9

E-mail kenchiku-shido@pref.nagano.lg.jp



長野県報

3月31日(月)
令和7年
(2025年)
第596号

目次

規則

被服貸与規則の一部を改正する規則(職員課).....	3
一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則(こども・家庭課児童相談・養育支援室).....	3
長野県公衆衛生専門学校管理規則等の一部を改正する規則(医師・看護人材確保対策課、地域福祉課、健康増進課).....	5
長野県公衆衛生専門学校管理規則の一部を改正する規則(健康増進課).....	6
旅館業法施行細則及び公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則(食品・生活衛生課).....	7
長野県住宅宿泊事業の適正な実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則(食品・生活衛生課).....	7
長野県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則(水道・生活排水課).....	8
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則(資源循環推進課).....	8
技術専門学校管理規則及び工科短期大学校管理規則の一部を改正する規則(産業人材育成課).....	8
長野県農業大学校管理規則の一部を改正する規則(農業技術課).....	9
長野県林業大学校管理規則の一部を改正する規則(信州の木活用課).....	10
建築基準法施行細則の一部を改正する規則(建築住宅課).....	12
建築士法施行細則の一部を改正する規則(建築住宅課).....	14
財務規則の一部を改正する規則(会計課、契約・検査課).....	18
長野県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程(経営推進課).....	19
長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則(教育政策課).....	19
学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則(義務教育課).....	20
学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則(義務教育課).....	20
中学校における体罰事案に関する調査委員会規則を廃止する規則(義務教育課).....	21
長野県教育職員免許状再授与審査会規則(高校教育課).....	22
教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則(高校教育課).....	22
長野県立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則(高校教育課、特別支援教育課).....	22
長野県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局).....	23

告示

地域発元気づくり支援金交付要綱の一部改正(地域振興課).....	23
生活保護法に基づく指定を受けた介護機関の名称、主たる事務所の所在地、事業所の名称又は所在地変更の届出(地域福祉課).....	23
生活保護法に基づく指定を受けた介護機関の業務廃止の届出(地域福祉課).....	24
林道事業補助金交付要綱の廃止(信州の木活用課).....	24
長野県林道施設災害復旧事業査定用設計委託費等補助金交付要綱の廃止(信州の木活用課).....	25
都市計画事業の事業計画の変更認可(都市・まちづくり課).....	25
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(7件)(道路管理課).....	25
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(4件)(道路管理課).....	29

公告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧(3件)(産業立地・IT振興課).....	31
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更の届出及び届出書等の縦覧(2件)(産業立地・IT振興課).....	33
土地改良区の定款変更の認可(農地整備課).....	35
土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課).....	35
土地改良区役員の退任の届出(農地整備課).....	36

専門 教育 科目		特別講座	$3\frac{4}{5}$		2	
		インターンシップ		$2\frac{2}{3}$		$1\frac{1}{3}$
	選択 科目	治山工学				1
		野生鳥獣対策学				1
		木材建築構造概論				1
		木材利用学				1
		森林活用論				1
		企業経営学			$2\frac{1}{5}$	
		森林路網				1
		素材生産				1
		高所作業				1
林業架線学Ⅱ			$2\frac{1}{5}$	2		

(備考) 講義の1単位は15単位時間、実習等の1単位は30単位時間とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定及び次項の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に長野県林業大学校の第2学年に在学する者の履修すべき授業科目及び単位数については、当該改正規定による改正後の長野県林業大学校管理規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

信州の木活用課

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和7年3月31日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第33号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則(昭和35年長野県規則第63号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「第6条の3第1項ただし書」を「第6条の3第1項第1号」に、「同項ただし書」を「同号」に、「第18条第4項ただし書」を「第18条第5項第1号」に改める。

第4条の2の次に次の1条を加える。

(調査及び点検の項目等の付加)

第4条の3 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件(平成20年国土交通省告示第282号)第2の規定により付加する法第12条第1項に規定する調査及び同条第2項に規定する点検の項目、方法及び結果の判定基準は、別表第1のとおりとする。

第9条第2項中「別表第1」を「別表第2」に改める。

第15条中「別表第2」を「別表第3」に改める。

別表第2を別表第3とし、別表第1を別表第2とし、同表の前に次の別表を加える。

(別表第1)(第4条の3関係)

区分	項目	方法	判定基準	
1 建築物の内部	(1) 常時閉鎖した状態にある防火扉(以下この表において「常閉防火扉」という。)	ア 閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視又はこれに類する方法(以下この表において「目視等」という。)により確認する。	物品が放置されていること等により常閉防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。
		イ 扉の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
		ウ 扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。
		エ 固定の状況	目視等により確認する。	常閉防火扉が開放状態に固定されていること。
		オ 人の通行の用に供する部分に設ける常閉防火扉の作動の状況	扉の閉鎖時間を測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じて閉鎖力を測定する。	防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件(昭和48年建設省告示第2563号)第1第1号の規定に適合しないこと。
	(2) 居室の換気	ア 換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。ただし、1年以内に実施した法第12条第3項に規定する検査又は同法第4項に規定する点検(以下この表において「検査等」という。)の記録がある場合にあつては、当該記録を確認することで足りる。	換気設備が作動しないこと。
		イ 換気の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。
2 避難施設等	(1) 防煙壁	可動式防煙壁の作動の状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。ただし、1年以内に実施した検査等の記録がある場合にあつては、当該記録を確認することで足りる。	可動式防煙壁が作動しないこと。
	(2) 非常用の照明装置	ア 非常用の照明装置の作動の状況	各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。ただし、1年以内に実施した検査等の記録がある場合にあつては、当該記録を確認することで足りる。	非常用の照明装置が作動しないこと。

	イ 照明の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	照明の妨げとなる物品が放置されていること。
--	--------------------	-------------	-----------------------

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。ただし、第2条第1項第2号の改正規定は、同年4月1日から施行する。

建築住宅課

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和7年3月31日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第34号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和50年長野県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号を次のように改める。

(2) 氏名

第11条第1項中「より名簿を閲覧に供する場所」を「よる名簿の閲覧」に、「とする」を「(以下この条において「閲覧所」という。)において一般の閲覧に供する方法又はインターネットの利用その他適切な方法により行うものとする」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「名簿を閲覧」を「閲覧所において名簿を閲覧」に改める。

第39条の見出しを「(登録簿等の閲覧)」に改め、同条第1項中「より登録簿等を閲覧に供する場所」を「よる登録簿等の閲覧」に、「とする」を「(以下この条において「閲覧所」という。)において一般の供覧に供する方法又はインターネットの利用その他適切な方法により行うものとする」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「登録簿等を閲覧」を「閲覧所において登録簿等を閲覧」に改める。

様式第6号及び様式第7号中

「

ふりがな 氏 名		
生年月日		
性 別		

」

を

「

ふりがな 氏 名		
-------------	--	--

」

に改め、様式第12号を次のように改める。

(様式第12号)(第37条関係)

〔 一級
二級
木造 〕

建築士事務所登録事項変更届出書

下記のとおり登録事項に変更が生じたので、建築士法第23条の5の規定により届け出ます。

年 月 日

長野県知事 殿

建築士事務所 開設者氏名
名 称
登録番号
登録年月日

記

項 目		変 更 前	変 更 後	変更年月日
建築士事務所	フリガナ 名 称			
	所 在 地	〒	〒	
	電 話 番 号			
開 設 者	個 人	フリガナ 氏 名		
		住 所		
	法 人	フリガナ 名 称		
		所 在 地	〒	〒
	役 員	別紙1のとおり		
管 理 建 築 士	登 録 種 別			
	登 録 番 号			
	フリガナ 氏 名			
	管理建築士講習を修了した年月日及び修了番号			
	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあつては、その旨			
	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号			
所属建築士	別紙2のとおり			

*審 査

- (注) 1 *欄は、記入しないでください。
2 変更事項欄については、変更があつた事項のみ記入してください。

(別紙2)

所属建築士変更事項

新たに所属建築士となった者及び登録情報に変更があつた所属建築士

フリガナ氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあつては、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	所属した年月日又は変更年月日及び事由
						年月日
						年月日
						年月日
						年月日
変更後の所属建築士の数						
一級建築士名		二級建築士名		木造建築士名		
うち 構造設計一級建築士名 設備設計一級建築士名						

現行の所属建築士及び所属を外れた建築士

フリガナ氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあつては、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	所属を外れた年月日又は変更年月日及び事由
						年月日
						年月日
						年月日
						年月日
変更前の所属建築士の数						
一級建築士名		二級建築士名		木造建築士名		
うち 構造設計一級建築士名 設備設計一級建築士名						

(注) 現行の所属建築士及び所属を外れた建築士の欄には、従前に登録された全ての所属建築士について記入し、そのうち所属を外れた建築士について、所属を外れた年月日を記入してください。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

建築住宅課

財務規則の一部を改正する規則をここに公布します。
令和7年3月31日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第35号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則(昭和42年長野県規則第2号)の一部を次のように改正する。

第64条第1項第1号を削り、同項第2号中「100万円」を「300万円」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号中「100万円」を「300万円」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「100万円」を「300万円」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「100万円」を「300万円」に、「500万円」を「1,000万円」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号中「100万円」を「300万円」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号中「1,000万円」を「5,000万円」に改め、同号を同項第6号とし、同項第8号中「100万円」を「300万円」に改め、同号を同項第7号とし、同項第9号を同項第8号とし、同項第10号中「100万円」を「300万円」に改め、同号を同項第9号とし、同項第11号中「補助」を「(県に相当の反対給付のないものに限る。)、補助」に、「100万円」を「300万円」に改め、同号を同項第10号とし、同項第12号を同項第11号とする。

第136条各号を次のように改める。

- (1) 工事又は製造の請負 400万円
- (2) 財産の買入れ 300万円
- (3) 物件の借入れ 150万円
- (4) 財産の売払い 100万円
- (5) 物件の貸付け 50万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 200万円

第157条の4を次のように改める。

(一般競争入札の公告)

第157条の4 予算執行者が特定調達契約につき一般競争入札に付する場合における第122条の規定の適用については、同条第1項中「10日」とあるのは「40日」と、「県報、新聞、掲示等適当な方法」とあるのは「県報」と、「5日」とあるのは「10日」と読み替えるものとする。

第157条の5第1項第1号中「にあつて」を「(特例政令第2条第6号に規定する一連の調達契約をいう。)にあつて」に改める。

第157条の9中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 電子情報処理組織(予算執行者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と契約人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して契約を締結することができる場合には、当該電子情報処理組織の使用に関する事項

別表第4の7報償費の項中

入札又は見積の 公告、通知等 しようとする とき

を

--

に改める。

様式第61号中「(第4条関係)」を「(第4条の2関係)」に、

<table border="1" style="width: 100%; height: 60px;"> <tr><td style="text-align: center;">所長</td></tr> <tr><td style="height: 40px;"> </td></tr> </table>	所長		引 継 書	年 月 日
所長				
を	「	引 継 書		
」	年 月 日	」		

建築士法施行細則新旧対照表

改正案	現行
<p>(登録事項)</p> <p>第4条 名簿には、次の各号に掲げる事項を登録する。</p> <p>(1) 登録番号及び登録年月日</p> <p><u>(2) 氏名</u></p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>(名簿の閲覧)</p> <p>第11条 法第6条第2項の規定による<u>名簿の閲覧</u>は、長野県建設部建築住宅課<u>(以下この条において「閲覧所」という。)</u>において一般の閲覧に供する方法又はインターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。</p> <p>2 <u>閲覧所において名簿を閲覧</u>しようとする者は、閲覧者名簿に所定の事項を記入し、係員に申し出なければならない。</p> <p>3 <u>閲覧所において名簿を閲覧</u>する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 係員の指示に従って所定の場所で閲覧すること。</p> <p>(2) 名簿を汚損し、又はき損しないこと。</p> <p>4 知事は、<u>閲覧所において名簿を閲覧</u>する者が前項の規定に違反したときは、閲覧を停止し、又は禁止することができる。</p> <p><u>(登録簿等の閲覧)</u></p> <p>第39条 法第23条の9の規定による<u>登録簿等の閲覧</u>は、建築士事務所の所在地を管轄する建設事務所<u>(以下この条において「閲覧所」という。)</u>において一般の供覧に供する方法又はインターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。</p> <p>2 <u>閲覧所において登録簿等を閲覧</u>しようとする者は、閲覧者名簿に所定の事項を記入し、係員に申し出なければならない。</p> <p>3 <u>閲覧所において登録簿等を閲覧</u>する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 係員の指示に従って所定の場所で閲覧すること。</p> <p>(2) 登録簿等を汚損し、又はき損しないこと。</p> <p>4 知事は、<u>閲覧所において登録簿等を閲覧</u>する者が前項の規定に違反したときは、閲覧を停止し、又は禁止することができる。</p>	<p>(登録事項)</p> <p>第4条 名簿には、次の各号に掲げる事項を登録する。</p> <p>(1) 登録番号及び登録年月日</p> <p><u>(2) 氏名、生年月日及び性別</u></p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>(名簿の閲覧)</p> <p>第11条 法第6条第2項の規定により<u>名簿を閲覧に供する場所</u>は、長野県建設部建築住宅課とする。</p> <p>2 <u>名簿を閲覧</u>しようとする者は、閲覧者名簿に所定の事項を記入し、係員に申し出なければならない。</p> <p>3 <u>名簿を閲覧</u>する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 係員の指示に従って所定の場所で閲覧すること。</p> <p>(2) 名簿を汚損し、又はき損しないこと。</p> <p>4 知事は、<u>名簿を閲覧</u>する者が前項の規定に違反したときは、閲覧を停止し、又は禁止することができる。</p> <p><u>(登録簿等の閲覧場所)</u></p> <p>第39条 法第23条の9の規定により<u>登録簿等を閲覧に供する場所</u>は、建築士事務所の所在地を管轄する建設事務所とする。</p> <p>2 <u>登録簿等を閲覧</u>しようとする者は、閲覧者名簿に所定の事項を記入し、係員に申し出なければならない。</p> <p>3 <u>登録簿等を閲覧</u>する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 係員の指示に従って所定の場所で閲覧すること。</p> <p>(2) 登録簿等を汚損し、又はき損しないこと。</p> <p>4 知事は、<u>登録簿等を閲覧</u>する者が前項の規定に違反したときは、閲覧を停止し、又は禁止することができる。</p>

改正案

(様式第6号) (第5条関係)

建築士登録事項変更届出書

年 月 日

長野県知事 殿

届出者
住 所
氏 名
登録番号 第 号
登録年月日 年 月 日

建築士法施行細則第5条第1項の規定により、下記のとおり^{二級}建築士免許証の登録事項に変更が生じたので、戸籍抄本その他の当該変更の内容が確認できる書類を添えて届け出ます。

記

登録事項	変 更 前	変 更 後
ふりがな 氏 名		
変 更 年 月 日	年 月 日	
変更理由 (具体的に記入してください。)		

現 行

(様式6号) (第5条関係)

建築士登録事項変更届出書

年 月 日

長野県知事 殿

届出者
住 所
氏 名
登録番号 第 号
登録年月日 年 月 日

建築士法施行細則第5条第1項の規定により、下記のとおり^{二級}建築士免許証の登録事項に変更が生じたので、戸籍抄本その他の当該変更の内容が確認できる書類を添えて届け出ます。

記

登録事項	変 更 前	変 更 後
ふりがな 氏 名		
生年月日		
性 別		
変 更 年 月 日	年 月 日	
変更理由 (具体的に記入してください。)		

改正案

現行

(様式第7号)(第5条関係)

建築士免許証書換え交付申請書

年 月 日

長野県知事 殿

長野県収入証紙欄
(消印しないこと。)

届出者
住 所
氏 名
登録番号 第 号
登録年月日 年 月 日

建築士法施行細則第5条第2項の規定により、下記のとおり^{二級}建築士免許証(免許証明書)の記載事項に変更が生じたので、免許証(免許証明書)を添えて建築士免許証の書換え交付を申請します。

記載事項	変 更 前	変 更 後
ふりがな 氏 名		
変 更 年 月 日	年 月 日	写 真 欄
変更理由 (具体的に記入してください。)		

(注) 写真欄には、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ4.5センチメートル、横の長さ3.5センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものを貼り付けてください。

(様式第7号)(第5条関係)

建築士免許証書換え交付申請書

年 月 日

長野県知事 殿

長野県収入証紙欄
(消印しないこと。)

届出者
住 所
氏 名
登録番号 第 号
登録年月日 年 月 日

建築士法施行細則第5条第2項の規定により、下記のとおり^{二級}建築士免許証(免許証明書)の記載事項に変更が生じたので、免許証(免許証明書)を添えて建築士免許証の書換え交付を申請します。

記載事項	変 更 前	変 更 後
ふりがな 氏 名		
生年月日		
性 別		
変 更 年 月 日	年 月 日	写 真 欄
変更理由 (具体的に記入してください。)		

(注) 写真欄には、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ4.5センチメートル、横の長さ3.5センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものを貼り付けてください。

改正案

(様式第12号)(第37条関係)

一級
二級
木造

建築士事務所登録事項変更届出書

下記のとおり登録事項に変更が生じたので、建築士法第23条の5の規定により届け出ます。

長野県知事 殿
年 月 日

建築士事務所 開設者氏名
名 称
登 録 番 号
登 録 年 月 日

記

項 目		変 更 前	変 更 後	変更年月日	
建築士事務所	フリガナ名称				
	所在地	〒	〒		
	電話番号				
開設者	個人	フリガナ氏名			
		住所			
	法人	フリガナ名称			
		所在地	〒	〒	
事項	役員	別紙1のとおり			
	登録種別				
	登録番号				
	フリガナ氏名				
	管理建築士 管理建築士講習を修了した年月日及び修了番号				
	構造設計一級建築士 又は設備設計一級建築士である場合に あつては、その旨				
	構造設計一級建築士 証又は設備設計一級 建築士証の交付番号				
所属建築士	別紙2のとおり				
*審 査					

(注) 1 *欄は、記入しないでください。
2 変更事項欄については、変更があつた事項のみ記入してください。

現 行

(様式第12号)(第37条関係)

建築士事務所登録事項変更届出書

年 月 日

長野県知事 殿

開設者氏名

下記のとおり変更しましたので届け出ます。

記

変 更 事 項		
建築士事務所	ふりがな名称 所在地	〒 (電話番号)
	個人 住 所	ふりがな氏名 住 所
設 法 人 事 務 所 所 在 地 役 員 名 等		ふりがな氏名 事 務 所 所 在 地
		別紙1のとおり
管 理 建 築 士 の 氏 名 及 び 登 録 番 号	一級 二級建築士登録()第 号 木造	
管 理 建 築 士 講 習 を 修 了 し た 年 月 日 及 び 修 了 証 番 号	年 月 日 第 号	
所 属 建 築 士 の 氏 名 等	別紙2のとおり	
現 登 録 年 月 日 及 び 登 録 番 号	年 月 日 長野県知事登録()第 号	
※変更受付年月日及び番号	年 月 日 第 号	

- (注) 1 変更事項欄は、建築士事務所の名称、建築士事務所の所在地等と記入してください。
2 変更事項欄以外の欄は、変更後の新事項について記入してください。
3 *欄は、記入しないでください。

(添付書類)

- | | |
|----------------|---|
| 1 法人代表者の変更の場合 | 略歴書及び誓約書 |
| 2 法人の登録事項変更の場合 | 登記事項証明書 |
| 3 管理建築士変更の場合 | 略歴書、一級建築士免許証、二級建築士免許証又は木造建築士免許証の写し及び管理建築士講習修了証の写し |

改正案

現行

(別紙2)

所属建築士変更事項

新たに所属建築士となつた者及び登録情報に変更があつた所属建築士

フリガナ氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあつては、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	所属した年月日又は変更年月日及び理由
						年月日
						年月日
						年月日
						年月日
変更後の所属建築士の数						
一級建築士名		二級建築士名		木造建築士名		
うち 構造設計一級建築士名						
設備設計一級建築士名						

現在の所属建築士及び所属を外れた建築士

フリガナ氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあつては、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	所属を外れた年月日又は変更年月日及び理由
						年月日
						年月日
						年月日
						年月日
変更前の所属建築士の数						
一級建築士名		二級建築士名		木造建築士名		
うち 構造設計一級建築士名						
設備設計一級建築士名						

(注) 現在の所属建築士及び所属を外れた建築士の欄には、従前に登録された全ての所属建築士について記入し、そのうち所属を外れた建築士について、所属を外れた年月日を記入してください。

(別紙2)

所属建築士の氏名等

氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあつては、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	所属した年月日
						所属しなくなった年月日
新たに所属した建築士						
変更前の所属建築士						
			変更前		変更後	
			一級建築士名	一級建築士名		
			二級建築士名	二級建築士名		
			計木造建築士名	計木造建築士名		
			構造設計一級建築士名	構造設計一級建築士名		
			設備設計一級建築士名	設備設計一級建築士名		

(注) 変更前の所属建築士欄は、変更前の全ての建築士について記入してください。